

## I 生徒心得

常に川内高等学校の生徒であるという自覚と誇りを持って、学生生活に取り組もう。

### 1 単車通学（許可）について

- (1) 最短の通学距離が8km以上で、他の交通機関が不便である場合に限る。国道3号線を通学路とすることは認めない。
- (2) 通学のための原付免許の取得希望者は、安全性や必要性について保護者と十分に相談したうえで所定の受験許可願を提出し、夏季休業・冬季休業・春季休業中に受験すること。ただし、休業期間の授業日・課外日を休んでの受験は原則として許可しない。
- (3) 9月以降に受験資格を得る生徒で、通学手段の関係上、次回休業期間以前に原付免許の取得を希望する者については、所定の受験許可願を提出の上、1回に限り休業期間以外での公欠による受験を認める。

### 2 自転車通学について

- (1) 通学距離が1km以上あるとき許可する。ただし、おれんじ鉄道を利用する生徒は、上川内駅から学校までの自転車通学を認める。なお、通学距離が1km以内であっても、部活動で使用する場合（学校から練習会場までの移動、学校に駐輪）は、認める場合がある。
- (2) 自転車通学許可願を提出し、本校指定のステッカーを所定の位置につける。
- (3) その他の注意事項
  - ア 自転車は安全に運転できるものを使用する。（アップハンドル、ハブステップの着いた自転車、カゴや荷台のついていない自転車等は、通学用自転車として許可しない。）
  - イ 運転の際はヘルメットを必ず着用する。
  - ウ 傘差し運転は禁止する。雨天時の運転は雨合羽を使用する。
  - エ 並走やスマートフォンを使用しながらの運転などの危険行為は行わない。

### 3 単車・自転車の下校時の手押しについて

- (1) 自転車：登校時は正門から乗車したまま坂を登り切り、駐輪場までは手押しで移動する。下校時は門（正・裏）まで手押しで移動し、門から乗車する。
- (2) 単車：登下校時ともに、裏門～駐輪場は手押しで移動する。
- (3) 駐輪は、割り当てられた場所に向きを揃え整然と駐輪すること。

### 4 服装について

服装は端正で清潔な状態を心がけて指定されたものを着用する。

- (1) 制服関係は別紙「服装関係一覧表」の通りとする。
- (2) 頭髪について
  - ア 清潔で他人に不快感を与えないことを旨とする。
  - イ 奇抜な髪型、パーマ・染髪・脱色は禁止とする。
  - ウ 前髪は目にかからないようにする。肩より長い髪はくくる。その際は華美でないゴム等を用いる。
- (3) 更衣期間は特に定めず、各自の判断とする。但し、「服装関係一覧」に記載の「儀式の日」については正装とする。また、その他の行事で指示があった場合は、指定された制服を着用する。
- (4) その他
  - ア 眉は自然な状態とする。爪は短く整える。
  - イ ピアス・化粧などその他高校生としてふさわしくない装飾等は禁止する。

5 鞆（かばん）について

- (1) 鞆は所定の学生鞆で、色は黒色とする。（指定ではない）
- (2) 補助バッグは華美でないものとする。授業日に補助バッグだけの登校は原則認めない。

6 生徒証を常時携帯し、身分証明や諸届等に活用する。

7 昼食等について

- (1) 昼食は教室または食堂でとる。
- (2) ジュース等は食堂か販売機コーナー、または教室でとる。
- (3) 食事や弁当を買うための外出はしない。

8 部活動について

- (1) 入部するときは入部届（部登録カード）を、退部するときは退部届を提出する。
- (2) 新学年度、部活動を継続するときも部登録カードを提出する。

9 登下校時刻について

- (1) 登校時刻（着席の完了時刻） 8：30 ※単車通学生は8：15
  - (2) 下校時刻 3月～10月19：00 11月～2月18：30
- ＊ 大会前等特別な場合は1週間を限度として30分程度の延長を認める。

10 その他

- (1) アルバイトは原則として許可しない。ただし、新聞配達・牛乳配達に限り、届け出によって許可することもある。また、3年生の進路決定者については2月から審議の上許可することもある。  
※ ただし、年末年始の神社清掃活動は上記の他に許可している。
- (2) 不必要な現金・遊具・雑誌等は、学校へは持ち込まない。
- (3) 自動車学校入校は進路決定者に限る（2月以降）、免許取得は卒業式以降。

11 スマートフォン（携帯電話）の校内持込みについて

- (1) 持込みを許可するものであり、校内では原則使用禁止である。
- (2) 校内では電源を切り、鞆・補助バッグに入れて各自で保管し、持ち歩かない。
- (3) 考査時に所持していた場合は不正行為とみなす。
- (4) 放課後の活動においても許可なく使用することは認めない。
- (5) 緊急時において保護者に連絡しなければならない場合は、担任またはその他の先生に許可を得たのち、購買部横でのみ使用を認める。なお、職員が認めた場合はこの限りではない。
- (6) 保護者が生徒に緊急に連絡する場合は、学校へ連絡する。
- (7) 登下校中に歩きながら、自転車・単車に乗車しながら、またはスクールバス・公共交通機関利用中の使用は禁止する。また、登下校中の緊急時に使用する場合は、交通の邪魔にならない安全な場所で、立ち止まって使用する。
- (8) フィルタリングサービスを設定し、「川内高校安心メール」を登録する。家庭内ルールを設定し遵守する。社会的マナー・ルールを守り使用する。
- (9) 紛失や破損については、学校はその責任を負わない。
- (10) 不適切な所持・使用が発覚した場合は、指導対象とする。

## Ⅱ 服装関係一覧表

|  |           |                                                                    |
|--|-----------|--------------------------------------------------------------------|
|  | ブレザー      | 本校指定のものとする。                                                        |
|  | リボン       | 本校指定のものとする。ただし購入は希望者のみ。                                            |
|  | ベスト       | 本校指定のものとする。                                                        |
|  | シャツ       | 本校指定のものとする。シャツの中に身につけるものは、制服の品位を損なわない、華美でない単色無地のもの(ワンポイント程度は可)とする。 |
|  | スラックス     | 本校指定のものとする。シャツの裾はスラックスの中に入れる。                                      |
|  | スカート      | 本校指定のもので、丈の長さは膝が隠れる程度とする。                                          |
|  | ネクタイ      | 本校指定のものとする。儀式の日(*)以外は、ノーネクタイ可とする。                                  |
|  | ベルト       | 制服に合った華美でないものとする。                                                  |
|  | 靴下        | 白・黒・紺・灰色等の華美でない単色無地のもの。ワンポイント程度は可。冬季は黒のタイツの着用も認める。                 |
|  | 通学靴       | 黒色皮靴または、白基調の運動靴。<br>体育用のグラウンドシューズを使用してもよい。                         |
|  | かばん・補助バッグ | 学生かばんは黒色（指定なし）。補助バッグは華美でないもの。<br>授業のある日は補助バッグだけの登校は認めない（雨天時は除く）。   |
|  | 防寒着       | 色等の指定はなし。事故防止のため反射材使用が望ましい。<br>全員着用可（通学種別の限定なし）。                   |
|  | ヘルメット     | 自転車：色等指定なし<br>原付：白色フルフェイス                                          |

\* 「儀式の日」とは、  
入学式・創立記念講演会・卒業式・始業式・終業式の日とする。  
上記の際は、正装(\*)とする。

\* 「正装」とは、  
旧制服：学ラン・スラックスまたは上着・ジャンパースカート・シャツ・ネクタイ とする。  
新制服：ブレザー・スラックスまたはスカート・白シャツ・ネクタイ とする。

\* いずれの学年においても、旧制服の着用も認める。

\* なお、事情によりどうしても制服が着用できない場合は別途対応する。